

電気料金算定(一カ月間)について

1. 常用電力

ア) 基本料金

電力を使用した場合 契約常用電力 × 基本料金単価 × (1.85 - 力率 / 100) とする。

電力を使用しなかった場合 契約常用電力 × 基本料金単価 × 0.5 とする。

イ) 使用電力量料金

夏季期間の場合 使用電力量 × (夏季電力量単価 + 燃料費調整単価 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価) とする。

その他季期間の場合 使用電力量 × (その他季電力量単価 + 燃料費調整単価 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価) とする。

※夏季期間とは7月1日0時から9月30日24時とし、その他季期間は夏季期間以外の期間とする。

2. 自家発補給電力

ア) 基本料金

電力を使用した場合 契約自家発補給電力 × 基本料金単価 × (1.85 - 力率 / 100) とする。

電力を使用しなかった場合 契約自家発補給電力 × 基本料金単価 × 0.2 とする。

イ) 使用電力量料金

夏季期間の場合 使用電力量 × (夏季電力量単価 + 燃料費調整単価 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価) とする。

その他季期間の場合 使用電力量 × (その他季電力量単価 + 燃料費調整単価 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価) とする。

※自家発補給電力使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された30分ごとの使用電力量から契約常用電力を2で除した値(30分あたりの換算値)を差し引いて得た値(負数となる場合は零とする)の合計値とする。

※夏季期間とは7月1日0時から9月30日24時とし、その他季期間は夏季期間以外の期間とする。

※検査または補修により発電設備を停止する場合は、事前に供給者へ通知する。

ただし、事前に通知した場合でも、その1月の30分最大需要電力の値が常用電力の契約電力を超えなかった場合は、ア)の基本料金は、「電力を使用しなかった場合」の料金とする。

※当該月の前月から継続して電気の使用があった場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、当該月における基本料金は、電力使用がない場合の算定方法とする。

3. 予備電力(予備線)

ア) 基本料金

契約電力 × 基本料金単価とする。

4. 一カ月間の電気料金

ア) 常時料金(A)

「常用電力の基本料金」 + 「常用電力の使用電力量料金」 (円未満切捨)

イ) 自家発補給料金(B)

「自家発補給電力の基本料金」 + 「自家発補給電力の使用電力量料金」 (円未満切捨)

ウ) 予備線料金(C)

「予備電力の基本料金」 (円未満切捨)

エ) 一カ月の電気料金(D)

常時料金(A) + 自家発補給料金(B) + 予備線料金(C)